

設備投資につかえる助成金とは？

厚労省の主な助成金まとめ

※記事内容は、記事更新日時点の情報です。最新の情報は、必ず省庁や自治体の公式 HP をご確認ください。

助成金の活用は、設備投資を検討する企業にとって、費用負担を軽減する有効な手段のひとつです。

なかでも厚生労働省が提供する助成金には、生産性の向上や職場環境の改善を目的とした制度が多数あります。

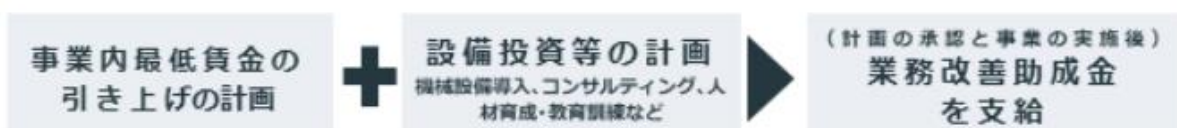
この記事では、厚労省の助成金の中から設備投資に関連する主な制度をピックアップし、それぞれの概要や活用ポイントを紹介しますので、ぜひ参考にしてください。

1. 業務改善助成金

業務改善助成金とは、事業場内で最も低い労働者の賃金（事業場内最低賃金）を一定以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業事業主に対して支給する助成金です。

最低賃金に近い状況で働く従業員の賃金を 30 円以上引き上げる中小企業や小規模事業者が、生産性向上につながる設備投資を行う際のサポートを行います。

機械設備や IT ツールの導入といった設備投資の費用の一部を国が支給することで、賃上げと経営改善の両立を支援します。



出典：[厚生労働省 業務改善助成金](#)

対象経費

業務改善助成金の対象経費としては、賃金引き上げに直結する業務効率化や生産性向上のための、以下のような費用が対象です。

費用項目	具体例
設備投資費用	● 在庫管理を短縮するために POS レジシステムを導入する費用 ● 送迎時間を短縮するためにリフト付き特殊車両を導入する費用
経営コンサルティング費用	● 顧客回転率を高める目的で、業務フローの見直しを専門家に依頼する際の費用
その他の費用	● 配膳時間の短縮のため店舗改装を行う際の費用

助成率

業務改善助成金の助成率は、引き上げ前の事業場内最低賃金によって、以下のようになっています。

引き上げ前の事業場内最低賃金	助成率
1,000 円未満	4/5
1,000 円以上	3/4

助成額

業務改善助成金の助成額は、事業所内最低賃金の引き上げ額と、引き上げ対象の労働者数により以下のように異なります。

<助成上限額>

コース 区分	事業場内 最低賃金 の引き上 げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			事業場規模 30人以上の 事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

出典：厚生労働省 業務改善助成金

特定事業者について

業務改善助成金では、以下ア・イのいずれかに該当する事業者を「特例事業者」として、助成上限額の拡大・助成対象経費の拡大を行っています。

※助成対象経費の拡大は、イに該当する場合のみ

ア. 賃金要件

事業場内最低賃金が 1,000 円未満の事業場に係る申請を行う事業者

→ 助成上限額の拡大（上図の助成上限額の区分 10 人以上に引上げ）

イ. 物価高騰等要件

原材料費の高騰など社会的・経済的慣行の変化等の外的要因により、申請前 3 か月間のうち任意の 1 月の利益率が、前年同期に比べて 3%ポイント以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された 2 つの数値の差を表す単位です。

→ 助成上限額の拡大（助成上限額の区分 10 人以上）のほか、助成対象経費の拡大

参照：[厚生労働省 業務改善助成金](#)

2. 働き方改革推進支援助成金

働き方改革推進支援助成金とは、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた 事業主に対して、その経費の一部を助成する制度です。企業の生産性向上と従業員の職場環境改善を同時に支援することを目的としています。

中小企業・小規模事業者が、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進、多様な働き方の導入といった「働き方改革」に向けた取り組みを行う際、その実施に必要な設備投資や外部専門家の活用、労務管理体制の整備などにかかる費用の一部を国が助成します。

働き方改革推進支援助成金には以下の 4 つのコースがあり、企業の課題に合わせて選ぶことができます。

- 業務別課題対応コース
- 労働時間短縮・年休促進支援コース
- 勤務間インターバル導入コース
- 団体推進コース

対象経費

働き方改革推進支援助成金の対象経費には、以下のような取り組みにかかる費用が含まれます。

- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修、周知・啓発
- 外部専門家（社会保険労務士、中小企業診断士など）によるコンサルティング
- 就業規則・労使協定等の作成・変更
- 人材確保に向けた取組
- 労務管理用ソフトウェアの導入・更新
- 労務管理用機器の導入・更新
- デジタル式運行記録計（デジタコ）の導入・更新
- 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新

対象となる費用はコースによって異なり、事前の計画提出・認定が必要です。

具体的な取り組み内容に応じて経費の範囲が定まるため、事前に制度概要や募集要項をしっかりと確認してください。

助成率

働き方改革推進支援助成金の助成率は、原則として対象経費の 3/4 です。

ただし、常時使用する労働者数が 30 人以下かつ、特定の取り組みを実施する場合で、その所要額が 30 万円を超える場合の補助率は 4/5 となります。また、団体推進コースは定額となる点も理解しておきましょう。

助成額

働き方改革推進支援助成金の助成額は、コースや成果目標、業種によって以下のようになっています。

2 事業の概要・スキーム

コース名		成果目標	助成上限額※1、※2（補助率原則3/4（団体推進コースは定額））
業種別課題対応コース （長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）	建設事業	① 36協定の月の時間外・休日労働時間の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ④ 新規に勤務間インターバル制度を導入 ※自動車運転の業務は10時間以上 その他は9時間以上	①～⑤の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：150万円（11H以上）等、⑤：100万円（4週4休→4週8休）等
	自動車運転の業務	① 36協定の月の時間外・休日労働時間の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ④ 新規に勤務間インターバル制度を導入 ※自動車運転の業務は10時間以上 その他は9時間以上	①～④の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：120万円（11H以上）等
	医療に従事する医師 砂盤製造業 （鹿児島県・沖縄県に限る）	⑤ 所定休日の増加 ⑥ 医師の働き方改革の推進 ⑦ 勤務割の整備	①～④又は⑥の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：150万円（11H以上）等、⑦：350万円
	その他長時間労働が認められる業種	⑤ 所定休日の増加 ⑥ 医師の働き方改革の推進 ⑦ 勤務割の整備	①～④の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：150万円（11H以上）等
労働時間短縮・年休促進支援コース （労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）		① 36協定の月の時間外・休日労働時間の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	①～③の何れかを1つ以上 ①：150万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円
勤務間インターバル導入コース （勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に助成）		新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること	勤務間インターバルの時間数に応じて、以下の助成上限額となる ・9～11H：100万円 ・11H以上：120万円
団体推進コース （傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成）		事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること	上限額：500万円（複数地域で構成する事業主団体（傘下企業数が10社以上）等の場合は1,000万円）
○ 助成対象となる取組（生産性向上等に向けた取組）：①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新、⑥人材確保に向けた取組（団体推進コースは、①市場調査、②新ビジネスモデルの開発・実験、③好事例の周知、普及啓発、④セミナーの開催、⑤巡回指導、相談窓口の設置 等）			
※1 賃上げ加算制度あり（団体推進コースを除く）：賃金を3%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて助成上限額を更に6万円～最大60万円加算（5%以上（24万円～最大240万円加算）7%以上（36万円～360万円加算））。なお、常時使用する労働者数が30人以下の場合の加算額は2倍。			
※2 成果目標の達成状況に基づき、各助成上限額を算出するものであるが、選択する成果目標によってその助成上限額（最大値）が異なる。			

出典：[厚生労働省 令和 7 年度 予算概算要求の主要事項](#)

掲載ページ：[厚生労働省 令和 7 年度厚生労働省所管予算案関係](#)

例えば、労働時間短縮・年休促進支援コースにおいて 36 協定の月の時間外・休日労働時間数の削減を行った場合、最大 150 万円を助成します。

参照：[厚生労働省 働き方改革推進支援助成金](#)

3. 高度安全機械等導入支援補助金

高度安全機械等導入支援補助金とは、安全機能を有する車両系建設機械等を導入する中小企業に対して、必要となる費用の一部を助成する制度です。

建設現場での労働災害を減少させるため、安全な作業環境の整備促進を目的としています。

対象となるのは、建設業の許可を有する次の企業です。詳しい条件は以下のようになっています。

業種	下記のいずれかを満たす場合	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する企業全体の従業員数
①建設業、その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

出典：[建設業労働災害防止協会 高度安全機械等導入支援補助金事業のご案内](#)

対象経費

補助対象経費は、建設業労働災害防止協会（建災防）が指定する、高度な安全性能を有する建設機械や安全装置の購入費用です。

これには、機械本体の購入費用や既存機械への安全装置の後付けにかかる費用を含みます。

補助対象となる機械は以下の 4 種類で、建災防のホームページ内の一覧に掲載している機械のみです。

- 積載型トラッククレーン
- 油圧ショベル
- ホイールローダー
- 締固め用機械

参照：[建設業労働災害防止協会 高度安全機械等導入支援補助金事業のご案内](#)

助成率

高度安全機械等導入支援補助金の助成率は、補助対象となる安全装置 1 機当たりの金額の 1/2 です。

助成額

高度安全機械等導入支援補助金の助成上限額は、申請する建設機械の種類によって異なり、以下のようになっています。

建設機械の種類	条件	助成上限額
積載形トラッククレーン		100 万円
油圧ショベル ホイールローダー 締固め用機械	安全装置が自動減速・停止機能を伴うもの	100 万円
	安全装置が監視・警告機能を伴うもの	50 万円

参照：[建設業労働災害防止協会 高度安全機械等導入支援補助金事業のご案内](#)

4. エイジフレンドリー補助金

エイジフレンドリー補助金とは、中小企業が高年齢労働者の労働災害防止のために職場環境を改善する場合に、その経費の一部を補助する制度です。

エイジフレンドリー補助金の活用による設備導入の例として、以下の例が挙げられます。

- 運送業におけるトラックの荷台からの転落を防ぐため、昇降をサポートするリヤステップやサイドステップ、手すり付き荷台用ステップなどの導入
- 運送業における荷捌き作業による腰への負担軽減のためのハンドパレットトラックの導入

- 製造業における工場内の空調設備設置
- 介護業における自動浴槽やリフトの導入

令和 7 年度から既存のコース名を変更したほか、中小企業事業者が専門家を活用して効果的な対策を講じられるようにする観点で「エイジフレンドリー総合対策コース」を新設し、以下 4 つのコースとなります。

- エイジフレンドリー総合対策コース
- 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース
- 職場環境改善コース
- コラボヘルスコース

参照：[厚生労働省 千葉労働局 エイジフレンドリー補助金活用好事例](#)

掲載ページ：[厚生労働省 千葉労働局 エイジフレンドリーガイドライン](#)

対象経費

エイジフレンドリー補助金の対象経費はコースによって異なり、以下のようになっています。

コース	対象経費
エイジフレンドリー総合対策コース	● 専門家によるリスクアセスメントに要した経費 ● リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い対策に要した経費
転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	● 専門家による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック、運動指導等に要した経費
職場環境改善コース	● 高年齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取り組みに要した経費
コラボヘルスコース	● 労働者の健康保持増進のための取り組みに要した経費

助成率・助成額

エイジフレンドリー補助金のコースごとの助成率と助成額は、次のとおりです。

コース	助成率	助成上限額
エイジフレンドリー総合対策コース	4/5	100 万円
転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	3/4	100 万円
職場環境改善コース	1/2	100 万円
コラボヘルスコース	3/4	30 万円

参照：[厚生労働省 令和 7 年度 予算概算要求の主要事項](#)

掲載ページ：[厚生労働省 令和 7 年度厚生労働省所管予算案関係](#)

まとめ

この記事では、厚労省の助成金の中から設備投資に関連する主な制度をピックアップし、各制度の概要や活用ポイントを紹介しました。

生産性の向上や労働環境の整備は、企業の長期的な成長戦略においても重要なテーマのひとつです。

今回ご紹介した助成金は、いずれも生産性の向上や労働環境の整備につながる設備投資に活用できます。

それぞれの制度概要や対象経費などを的確に把握し、自社の課題や方針に合った助成金を選定してください。

令和 7 年 4 月 23 日 作成：株式会社 Stayway